

P2P ファイル交換安全利用ガイドライン

第0版

2004年8月17日作成

日本ネットワークセキュリティ協会
コンテンツセキュリティWG

はじめに

国内 P2P ファイル交換ソフトウェアの普及により、多くの利用者に大量のファイルが交換されるネットワークが形成されました。しかし利用者によって著作権者の許可なく著作物を収録したファイルが交換され、著作権者と利用者の間での訴訟・紛争等が懸念されています。

本ガイドラインでは、P2P ファイル交換安全利用のガイドラインを示すとともに、著作権者と利用者の間での訴訟・紛争等を未然に防ぐことを目的として作成されています。

著作権者の立場を理解し、P2P ファイル交換ソフトウェアを正しく理解しましょう。

P2P ファイル交換安全利用ガイドライン

■ 著作権者の許可なく著作物を収録したファイルを公開しない

P2P ファイル交換ソフトウェアを使って、著作権者の許可なく著作物を収録したファイルを公開する行為は、著作権者の権利を侵害する恐れがあります。

著作物を収録したファイルはインターネット上で公開せず私的範囲で楽しみましょう。

解説： P2P ファイル交換ソフトウェアを利用して著作権者の許可なく著作物を収録したファイルを公開する行為は著作権法上の送信可能化権、複製権、公衆送信権等を侵害する恐れがあります。

■ 著作権者の許可なく著作物を収録したファイルの中継しない

P2P ファイル交換ソフトウェアを使って、著作権者の許可なく著作物を収録したファイルの中継する行為は、著作権者の権利を侵害する恐れがあります。

P2P ファイル交換ソフトウェアのファイル中継設定を無効化し、無制御にファイルの中継する P2P ファイル交換ソフトウェアの使用はお控え下さい。

解説： P2P ファイル交換ソフトウェアを利用して著作権者の許可なく著作物を収録したファイルの中継する行為は著作権法 送信可能化権、複製権、公衆送信権等を侵害する恐れがあり、また権利侵害行為の補助にあたる可能性があります。

以上